

法科大学院改革の取組状況について

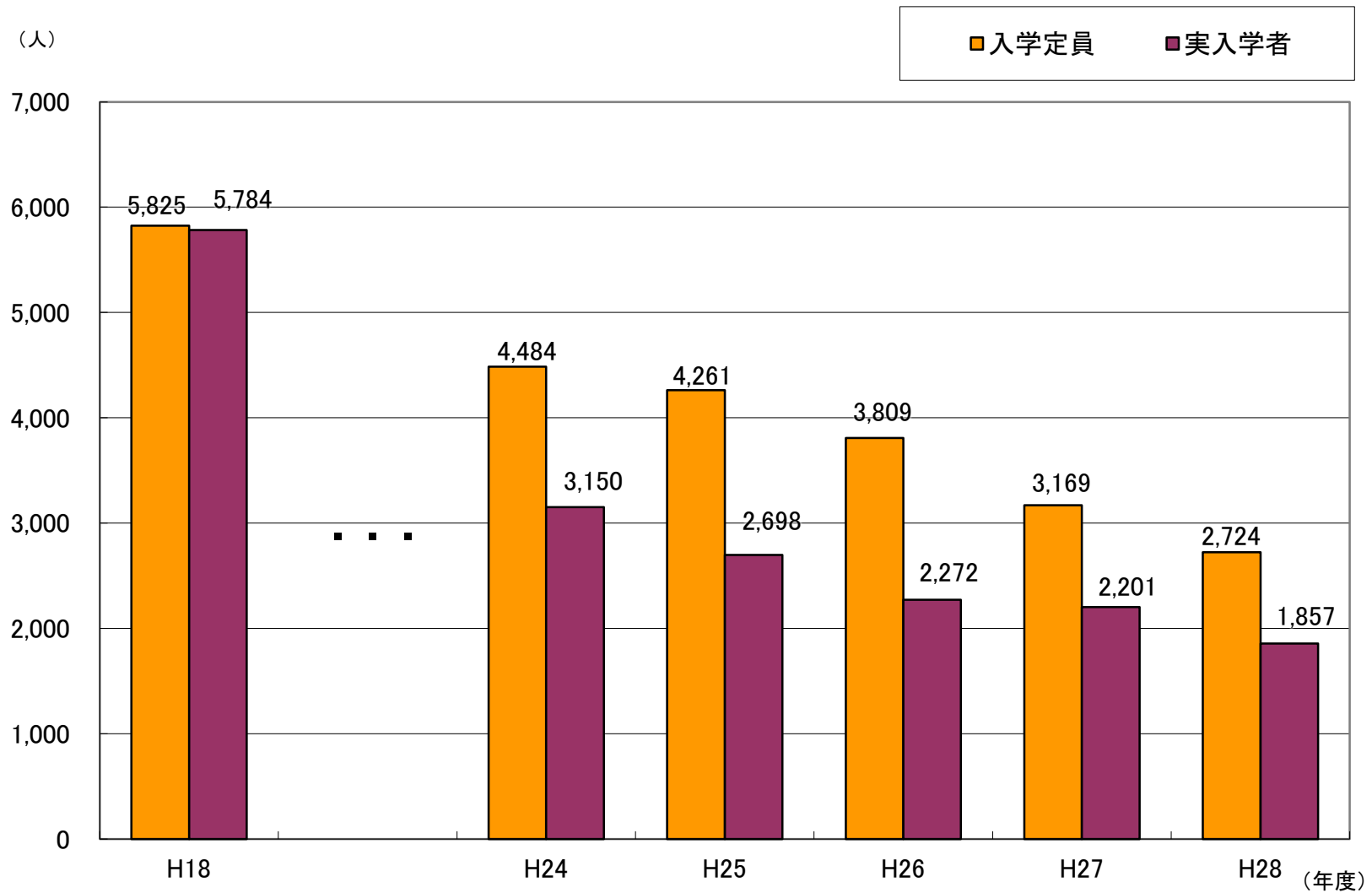
法科大学院における平成28年度の入学者選抜の状況

(平成28年4月1日現在 文部科学省専門職大学院室調べ)

	入学者数	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	競争倍率 [*] (受験者数/ 合格者数)	入学定員 充足率 (入学者数/ 入学定員)
平成 28 年度	1,857人	2,724人	8,274人	7,528人	4,042人	1.86	0.68
平成 27 年度	2,201人 ▲344人 (▲15.6%)	3,169人 ▲445人 (▲14.0%)	10,370人 ▲2,096人 (▲20.2%)	9,351人 ▲1,823人 (▲19.5%)	5,012人 ▲970人 (▲19.4%)	1.87 ▲0.01	0.69 ▲0.01
ピーク時	5,784人 ▲3,927人 (▲67.9%) (平成18年度)	5,825人 ▲3,101人 (▲53.2%) (平成19年度)	72,800人 ▲64,526人 (▲88.6%) (平成16年度)	40,810人 ▲33,282人 (▲81.6%) (平成16年度)	10,006人 ▲5,964人 (▲59.6%) (平成18年度)	4.44 ▲2.58 (平成16年度)	1.03 ▲0.35 (平成16年度)

* 文部科学省では、「競争倍率2倍」を客観指標として、認証評価において利用を促す等の取組を行っている。今年度入学者選抜を行った法科大学院を個別にみると、**競争倍率2倍以上の法科大学院が19校から25校に増加、1.5倍未満の法科大学院が14校から9校に減少**しており、**昨年度の競争倍率が2倍を下回っていた法科大学院において一定の改善がみられる。**

法科大学院の入学定員及び実入学者数の推移



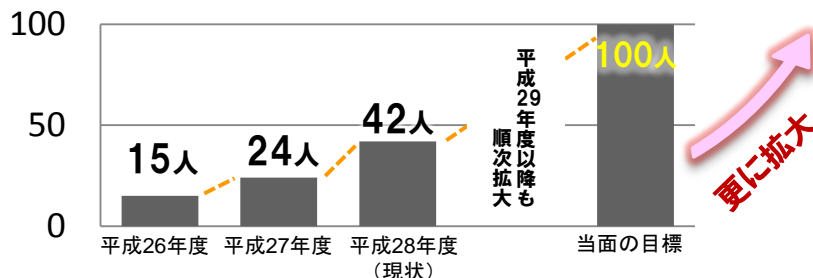
* 「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定）においては、司法試験合格者は、1,500人を下回らないこととされており、これを基に文部科学省において、目指すべき法科大学院の定員規模を2,500人程度と設定

早期卒業・飛び入学制度を活用した時間的負担の軽減

- 法科大学院では、学部の早期卒業(※1)による入学や、法科大学院への飛び入学(※2)を受け入れており、これが法学既修者コース(修業年限2年)と組み合わせさせた場合には、**5年間(3年+2年)で司法試験受験資格を得ることができる。**
- 文部科学省としては、各法科大学院における早期卒業・飛び入学制度の活用を促すため、「**法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム**」において、**同制度を活用した取組には公的支援の加算を行うこと**としている。

※1 在学3年間で卒業 ※2 学部3年次終了時点で大学院に入学、学部は中退扱い

早期卒業・飛び入学制度を活用した既修者コースへの入学者数



【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日)
第3法科大学院 2具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減】
文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在席した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

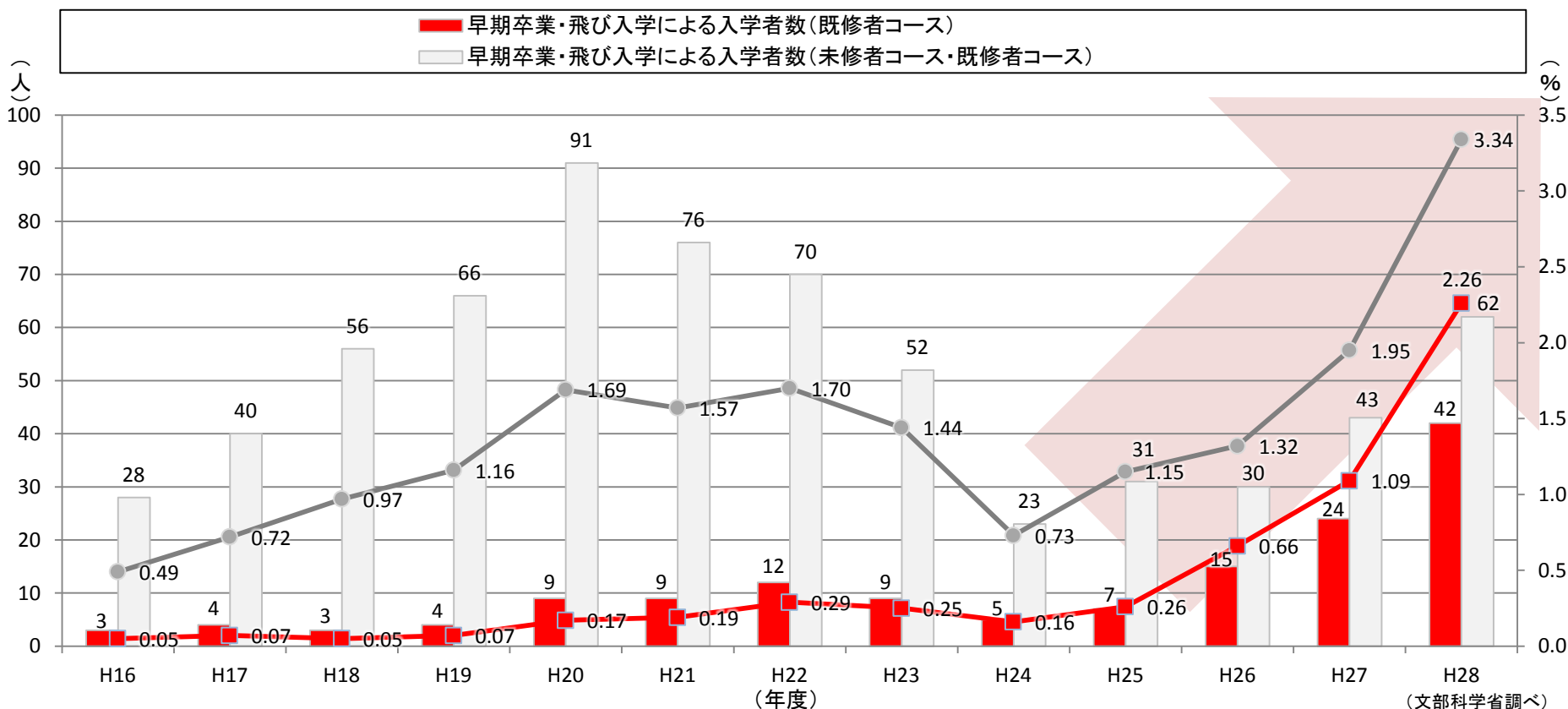
各法科大学院における取組事例 ※平成28年度審査で加算対象となった早期卒業・飛び入学に関する取組(計10取組)

- 北海道 一橋 学部からの一貫教育を目指した「先導的な教育システムの構築」
法科大学院進学促進プログラム: 学部学生並びに多様な知識・経験を有する幅広い人材の法科大学院への進学を促すために
〔学部学生の法科大学院への進学を促進するためのプログラム(弁護士による講演会、地方での説明会等)や、入試制度改革(飛び級制度の拡充、入試の複線化)を実施〕
- 京都 優秀者を対象とする「3年次飛び入学」を活用した法曹養成プロセスの構築
〔法学系学部3年次に在学する優秀な学生に、早期に法科大学院に入学する道を開き、法科大学院を経て法曹の道に進むことを志せるようにするため、法学既修者枠への出願資格を認める「3年次飛び入学」を実施〕
- 大阪 神戸 コンタクトチャートシステムを活用した質の保障を伴う短期法曹養成のための教育改革の取組
飛び入学を活用した学部教育との連携の強化・拡大
〔法学既修者コース志願者に、飛び入学による出願を認め、また、編入学を経験した者への配慮や休学期間のある者の出願をも可能とするべく、法学未修者コースと合わせて、出願資格を一部改める等の見直しを実施〕
- 九州 確実に法曹に導くための教育の充実・強化プログラム
〔学部・法科大学院5年一貫型教育(本学法学部から既修者コースへの進学者対象)〕
- 創価 同志社 法学部教育と連携した早期卒業を活用した優秀者養成コースの設置
法学部との連携に基づく一貫教育プログラム
〔法学部との連携による学部段階での学修支援の充実や優秀者に対する早期卒業制度の活用などにより、一貫した教育プログラムを構築〕
- 立命館 関西学院 早期卒業・飛び入学を対象とした法学既修者のための特別入試(E特別入試)の導入
早期卒業支援を軸とした法学部教育との連携プログラム

早期卒業・飛び入学制度の状況①

○ 早期卒業・飛び入学制度を利用した既修者コースへの入学者数は平成24年度以降一貫して増加しており、平成28年度には42名が早期卒業・飛び入学制度を利用して既修者コースへ入学している。

	早期卒業・飛び入学による入学者数【うち早期卒業による入学者数】 (当該年度の入学者数全体に占める割合)													
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
既修者(人)	3【0】 (0.05%)	4【0】 (0.07%)	3【1】 (0.05%)	4【1】 (0.07%)	9【4】 (0.17%)	9【5】 (0.19%)	12【5】 (0.29%)	9【7】 (0.25%)	5【3】 (0.16%)	7【3】 (0.26%)	15【12】 (0.66%)	24【14】 (1.09%)	42【18】 (2.26%)	
合計(人) ※ 未修者・既修者	28【3】 (0.49%)	40【7】 (0.72%)	56【9】 (0.97%)	66【29】 (1.16%)	91【49】 (1.69%)	76【39】 (1.57%)	70【38】 (1.70%)	52【32】 (1.44%)	23【13】 (0.73%)	31【12】 (1.15%)	30【19】 (1.32%)	43【23】 (1.95%)	62【27】 (3.34%)	



早期卒業・飛び入学制度の状況②

- 早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースへ入学した学生の司法試験合格率(※)は、68.2%であり、他の学生の司法試験合格率よりも高くなっている。

※司法試験受験期間の終了した平成17～21年度修了者の司法試験合格率

入学状況について

	入学者数[人] (全体に占める割合)		うち早期卒業・飛び入学による入学者数[人] (全体に占める割合)		早期卒業・飛び入学による入学者の実績がある大学[校]	
	平成16～28年度		平成16～28年度		平成16～28年度	
		うち平成28年度		うち平成28年度		うち平成28年度
既修者	24,243 (45.8%)	1,222 (65.8%)	146 (0.3%)	42 (2.3%)	19	15
未修者	28,726 (54.2%)	635 (34.2%)	522 (1.0%)	20 (1.1%)	36	11
計	52,969 (100%)	1,857 (100%)	668 (1.3%)	62 (3.3%)	40	19

司法試験合格状況について

(文部科学省調べ)

	司法試験受験期間の終了した平成17～21年度修了者の司法試験合格状況			うち早期卒業・飛び入学により入学した者の司法試験合格状況		
	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率	修了者数[人] (全体に占める割合)	合格者数[人] (全体に占める割合)	合格率
既修者	10,093 (47.4%)	6,767 (63.9%)	67.0%	22 (0.1%)	15 (0.1%)	68.2%
未修者	11,198 (52.6%)	3,828 (36.1%)	34.2%	160 (0.8%)	107 (1.0%)	66.9%
計	21,291 (100%)	10,595 (100%)	49.8%	182 (0.9%)	122 (1.2%)	67.0%

(文部科学省調べ)

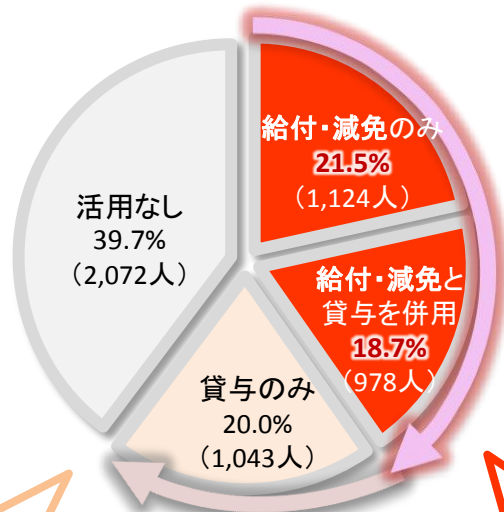
経済的支援の充実

- 法科大学院の授業料(年額)は国立で80.4万円、私立で約110.1万円(※1)となっており、こうした経済的負担軽減のため、日本学生支援機構による奨学金に加え、各大学において多様な奨学金・授業料減免制度が設けられている。
- 法科大学院生が活用している経済的支援の約6割は各法科大学院独自の制度によるものとなっている。
- 約4割の法科大学院生が各大学が独自に設けている給付型の支援(※2)を受けている。
- 日本学生支援機構における奨学金のうち、有利子奨学金の場合、貸与月額は法科大学院の場合最大で22万円、その他の学生の場合15万円となっている。

※1 平成28年度入学者選抜を行っている大学の実績を基に試算

※2 給付型の支援…給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院生における 奨学金等の活用割合(平成27年度)

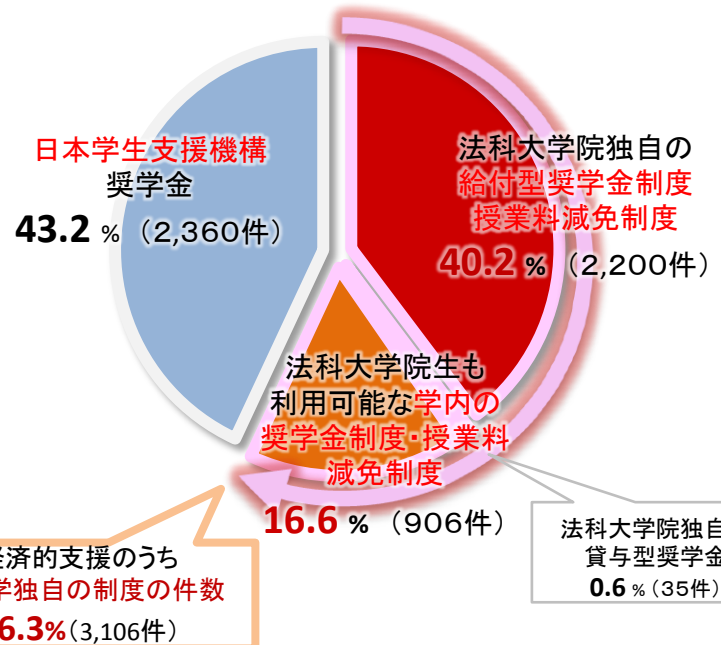


全法科大学院生のうち
経済的支援を受けている者
60.3%(3,145人)

全法科大学院生のうち
給付型の支援を受けている者
40.3%(2,102人)

法科大学院生：5,217人(平成27年度在籍者総数)

法科大学院生が活用している 経済的支援の内訳(平成27年度)



経済的支援のうち
各大学独自の制度の件数
56.3%(3,106件)

総利用件数：5,466人

※ 複数の経済的支援を受けている学生が含まれる

各大学における経済的支援について

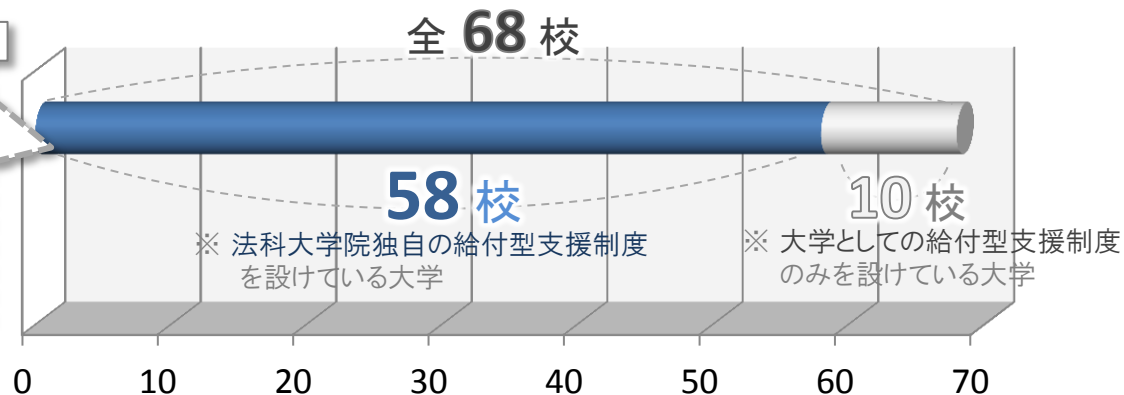
- **大半(85%)の法科大学院が独自の給付型の支援制度**を設けている。
- 大学全体としての制度を含めると、**全ての法科大学院(68校)**において**給付型の支援制度**が設けられている。

※ 給付型の支援… 給付型奨学金及び授業料や入学金の減額・免除

法科大学院独自の経済的支援制度 (58校/68校中)

— うち給付型奨学金を設けている (i)	48校 (約71%)
— うち減免制度を設けている (ii)	21校 (約31%)
— うち貸与型(無利子)制度を設けている	9校 (約13%)
— うち貸与型(有利子)制度を設けている	2校 (約3%)

※ 複数の経済的支援制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は58校とはならない。



(i) 法科大学院独自の給付型奨学金 (48校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**21校が100万円以上(年間授業料相当額)を給付**する制度を設けている。

100万円以上	21校
50万円以上100万円未満	30校
30万円以上 50万円未満	28校
10万円以上 30万円未満	9校
10万円未満 (年額)	4校

※ 複数の給付型奨学金を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は48校とはならない。

(ii) 法科大学院独自の減免制度 (21校)

- ・法科大学院全体の約3割にあたる**18校が授業料全額を減免**する制度を設けている。

入学金	7校
授業料全額	18校
授業料半額(半期分含む)	10校
授業料半額以下	4校
その他(施設費のみ等)	5校

※ 複数の減免制度を設けている法科大学院があるため、各項目の校数の和は21校とはならない。

日本学生支援機構による奨学金

	無利子奨学金	有利子奨学金
学力基準 (大学の推薦による)	成績が特に優れた学生	学修意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある学生
家計基準 配偶者の収入を含む 本人の収入金額合計 (※)	389万円以下	536万円以下
平均貸与額 (年間)	93万円 月額5・8.8万円から選択	157万円 月額5・8・10・13・15・19・22万円から選択 (19・22万円は法科大学院生のみ)
返還期間	最長20年間 卒業後低収入(給与所得の場合300万円以下)の場合は返還期限を猶予	
貸与人員	<p>法科大学院生 6,960人</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 無利子奨学金のみ貸与: 24% (1,665人) ■ 有利子奨学金のみ貸与: 3% (211人) ■ 併用貸与: 9% (611人) ■ 貸与なし: 64% (4,473人) 	
その他	【成績優秀者の返還免除制度】 <ul style="list-style-type: none"> 貸与終了者のうち3割が対象 うち上位1割は全額免除、2割は半額免除 法科大学院生で免除対象となった者:410人 (平成26年度) 	【入学時特別増額貸与奨学金】 入学直後の貸与月額に増額可能 (10・20・30・40・50万円から学生が選択)

※「本人の収入」… 定職、アルバイト、父母等からの給付、奨学金、その他の収入により本人が1年間に得た金額

貸与基準を満たす希望者全員に貸与

(平成26年度実績)

今後 文部科学省としては、マイナンバー制度の導入を前提に、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入や地方定着の促進に向けた奨学金返還の支援の充実等、日本学生支援機構における奨学事業の推進を図る。

法科大学院教育におけるICTの活用について

- 地方在住者や、働きながら法曹を目指す社会人が法科大学院で学ぶ機会を適切に確保するため、討論や質疑が可能なオンライン授業の本格的な普及の促進に向けた取組を実施。

【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3 法科大学院 2 具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減より抜粋】

文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

①平成27年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究(中央大学に委託して実施)

<調査概要>

- ◆ 遠隔授業システムを用いた地方の法科大学院への授業配信(サテライト形式)や、タブレット端末を利用した受講や、オンデマンド形式を組み込んだ授業を実施。
- ◆ 授業配信によるサテライト形式の授業及びオンデマンド形式による授業は概ね好評価であった。
- ◆ 大規模かつ双方向・多方向型の授業及び小規模かつゼミ形式の授業では概ね好評価であった。
- ◆ ICTを活用した授業の水準向上のため、以下のような課題が指摘された。
 - － 授業内容を事前提示するなどの授業運営の工夫や、質問等をweb上で可能とするなど、学修環境の整備が必要。
 - － 教育水準維持のための設備面・技術面のコスト確保や、授業を担当する教員のスキル向上が必要。

②平成28年度 法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究協力者会議

- ◆ 法科大学院教育におけるICTの活用に関し、その有用性や課題、普及方策等について検討するため、高等教育局長の下で開催。
 - ◆ 主な検討課題
 - － ICTを活用した遠隔授業等の実施に当たっての課題や、ハード面・ソフト面の要件、認証評価との関係等
 - － 専門職大学院設置基準第8条第2項に規定される「教育効果要件*」の適合性判断に関する一定の指針の必要性
- * 設置基準上、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能となっている

③各法科大学院の取組事例 ※平成28年度公的支援見直し・加算プログラムで加算対象となった取組

- ◆ 筑波大学 教育アクセスの実効性を一層高めるため、地方を結ぶ「サテライト方式」、出張先等の社会人学生を結ぶ「モバイル方式」による同時性と双方向・多方向制を確保したオンライン授業を実施
- ◆ 中央大学 社会人や地方在住者など、誰にとっても学びやすい学修環境を整えるため、ICTを活用した授業の本格導入を目指して実証研究を行う

統一適性試験の在り方

- 統一適性試験は、公平性、開放性、多様性という法科大学院の基本理念に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するため、全志願者について、法律学についての学識ではなく、**法科大学院における履修の前提として要求される資質を試す試験**。
- 入学者選抜を取り巻く状況の大きな変化を受け、中教審法科大学院特別委員会の下に「**法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループ**」を設置。**適性試験管理委員会からの2回のヒアリングを含め、7回に渡り議論。平成28年5月の中教審法科大学院特別委員会に検討結果を報告**。

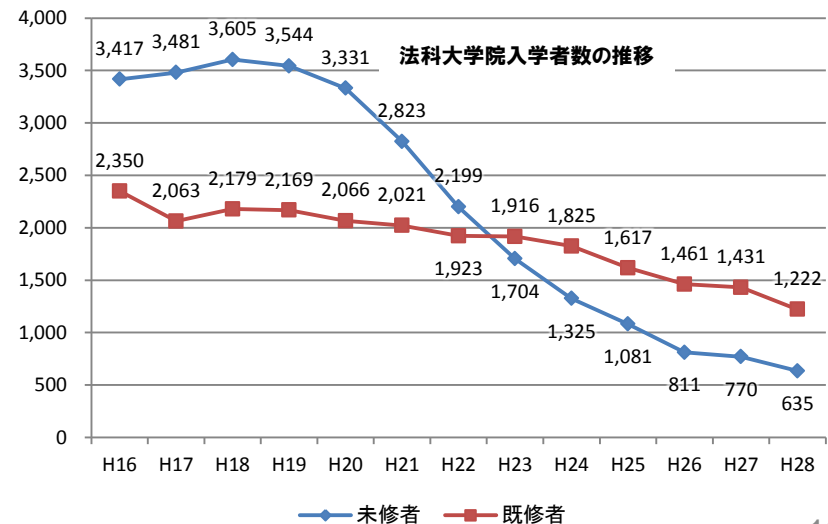
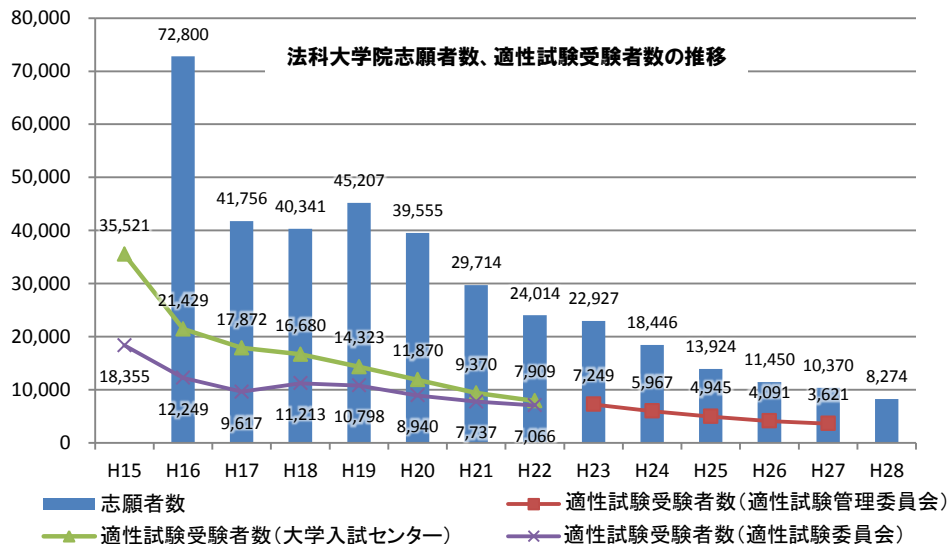
【法曹養成制度改革推進会議決定(平成27年6月30日) 第3法科大学院 2具体的方策 (2)教育の質の向上 より抜粋】
 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

統一適性試験の在り方に関する調査検討結果報告 概要

(平成28年3月15日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法科大学院全国統一適性試験の在り方に関する検討ワーキング・グループ)

<法科大学院全国統一適性試験の趣旨、現状と課題>

- ◆ 全ての出願者について、法律学の学識ではなく、法科大学院における学修の前提となる資質を判定する試験として創設。
- ◆ 統一適性試験受験者の実人数は、平成23年度と比較して、半数程度に減少。
- ◆ 法科大学院志願者数は、この10年間で4分の1に減少し、特に、社会人や未修者の入学者が2割程度まで減少。
- ◆ 文部科学省の法科大学院に対する調査では、統一適性試験の入学者選抜における有効性について、未修者については否定的・肯定的双方の回答があり、既修者については否定的な回答が大半。
- ◆ 統一適性試験の実施が、志願者確保の上で障害になっている面があるとする回答も大半。



<見直しの基本的考え方>

- ◆ 公平性、開放性、多様性といった法科大学院制度創設時の基本理念の堅持が必要。
- ◆ 法科大学院志願者の減少、特に、社会人や法学未修者の減少等、入学者選抜を取り巻く状況が大きく変化していること踏まえ、多様性確保の観点からの見直しが必要。
- ◆ 入学者選抜に当たっては、入学者の質の適切な確保、保証が必要(目安:競争倍率2倍)。

<改善方策:統一適性試験の活用を任意化>

(1) 既修者選抜について

- ① 大半の法科大学院で有用性について否定的な見解
 - ② 大半の法科大学院で、入学者選抜における考慮割合が3割未満
 - ③ 志願者数の減少により、適性をみるための丁寧な入試が可能となっている
 - ④ 入学者選抜に関する一定のノウハウが蓄積されていると考えられる
 - ⑤ ほとんど全ての法科大学院が、未修者と既修者について別枠で選抜を実施している状況に鑑みると、統一適性試験を課さないこととしても、公平性という基本理念に即した入学者選抜として許容されると考えられる
- ※ 統一適性試験を利用しない場合、法律科目試験に加え、学部成績や学業以外の活動実績など、様々な方法・観点による入学者選抜とする工夫や、法律科目試験に論述式問題を含めるなど、資質を適確に判定することが必要。この取組を、**認証評価機関が評価**。

(2) 未修者選抜について

- ① 大半の法科大学院から、統一適性試験が志願者確保の障害になっているという意見が出ている
 - ② 志願者数の減少により適性をみるための丁寧な入試が可能
 - ③ 半数以上の法科大学院で、入学者選抜における考慮割合が3割未満
 - ④ 統一適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウが既に蓄積されていると考えられる
- ※ 未修者選抜については**文部科学省が今後ガイドラインを作成**。これを踏まえて各法科大学院において、受験者の適性を適確かつ客観的に判定。この取組を、**認証評価機関が評価**。

<実施スケジュール>

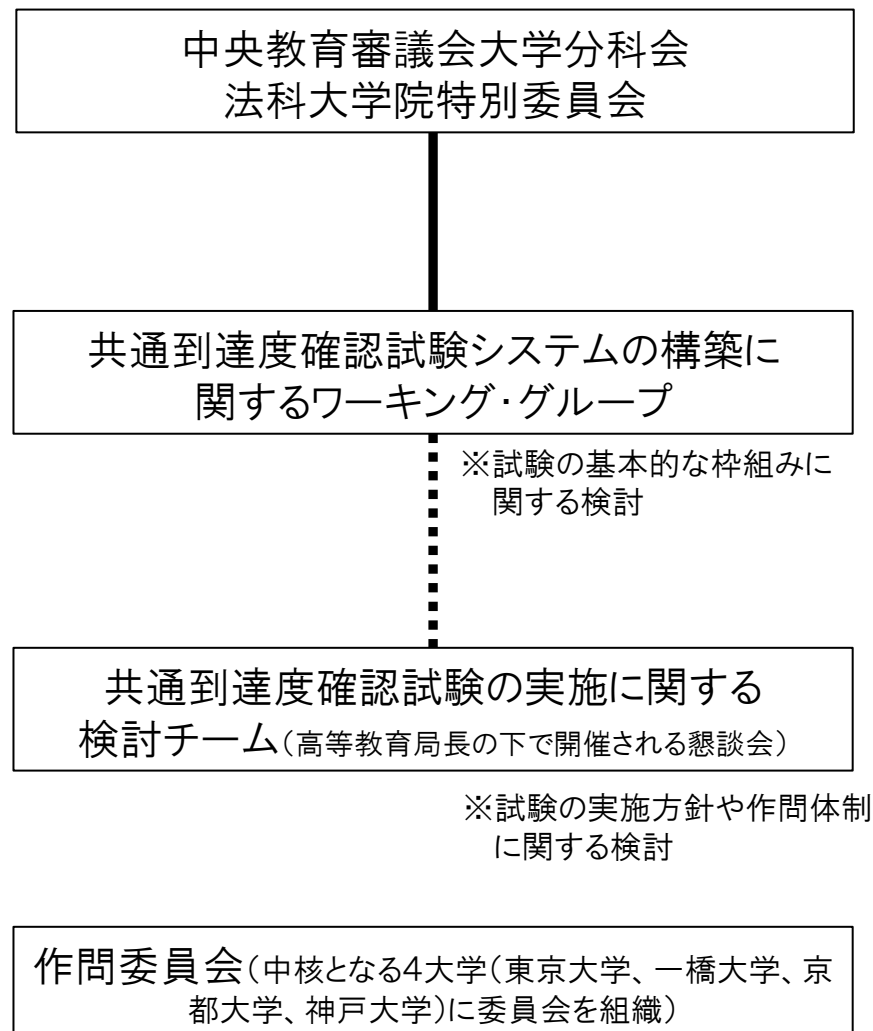
- ◆ 今後の法科大学院特別委員会における議論や適性試験管理委員会の見解、法科大学院志願者数の動向等も踏まえて検討。

共通到達度確認試験について

これまでの実施経緯と今後の見込み

- **第1回試行試験（平成26年度）**
 - 法学未修1年次を対象に実施。
 - ・ 実施科目：憲法・民法・刑法
- **第2回試行試験（平成27年度）**
 - 法学未修・既修の1年次・2年次を対象に実施。
 - ・ 実施科目：憲法・民法・刑法(1年次・2年次とも同一の問題を使用)
- **第3回試行試験（平成28年度）**
 - 法学未修・既修の1年次・2年次を対象に実施予定。
 - ・ 実施科目：憲法・民法・刑法(1年次)
憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法(2年次)
 - ・ 検討事項：憲法・民法・刑法について、1年次と2年次で同一の問題とするか複数科目を一括で行うか
- **第4回試行試験（平成29年度）**
 - 最後の試行試験となる見込み。
 - ・ 検討事項：実施科目や出題範囲をどのように設定するか
(本格実施の際、各大学の進級判定でどのように活用してもらうか)
- **平成30年度以降、本格実施となる見込み**

検討体制



共通到達度確認試験(仮称)第2回試行試験の実施について

平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、「文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験(仮称)について、平成30年度を目途に本格実施に移すべく、(中略)試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大する」とされているところ、**平成28年3月に法学既修者も対象に加え、第2回の試行試験が実施された。**

1. 実施内容・実施方法(赤字は第1回試行試験からの変更点)

- ◆ 1年次・**2年次の学生**(法学未修者・**既修者**)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目
- ◆ 「共通的な到達目標モデル」に則した出題
- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題(**比率は科目ごとに設定**)のマークシート方式
- ◆ **受験者の法科大学院における成績等のデータを収集し、試行試験の成績との比較分析等を行う。**
- ◆ 試験実施後、正解及び全体の概括的な分析結果をインターネットで公表
- ◆ 試行試験結果が進級判定等に利用されるのではないか等の学生の疑念を軽減するため、**参加法科大学院へは、平成28年4月以降に所属学生の試験結果を送付する。**

2. 実施結果

参加校: 60大学(うち2大学は受験者0名)(前年度参加校: 57大学)

国立大学(21校) 北海道、東北、筑波、千葉、東京、一橋、横浜国立、新潟、金沢、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、岡山、広島、香川、九州、熊本、鹿児島、琉球

公立大学(2校) 首都大、大阪市立

私立大学(37校) 北海学園、白鷗、獨協、青山学院、学習院、慶應義塾、國學院、駒澤、上智、成蹊、専修、創価、大東文化、中央、東洋、日本、法政、明治、立教、早稲田、神奈川、関東学院、桐蔭横浜、愛知、中京、南山、名城、京都産業、同志社、立命館、関西、近畿、関西学院、甲南、広島修道、西南学院、福岡

※ 下線は試行試験への参加募集時に、学生募集の停止を表明していた大学(15校)

※ **不参加は11校**(全て学生募集停止を表明済みの大学)

3科目受験者数: 1,153名(未修1年: 381名、未修2年: 260名、既修2年: 512名)

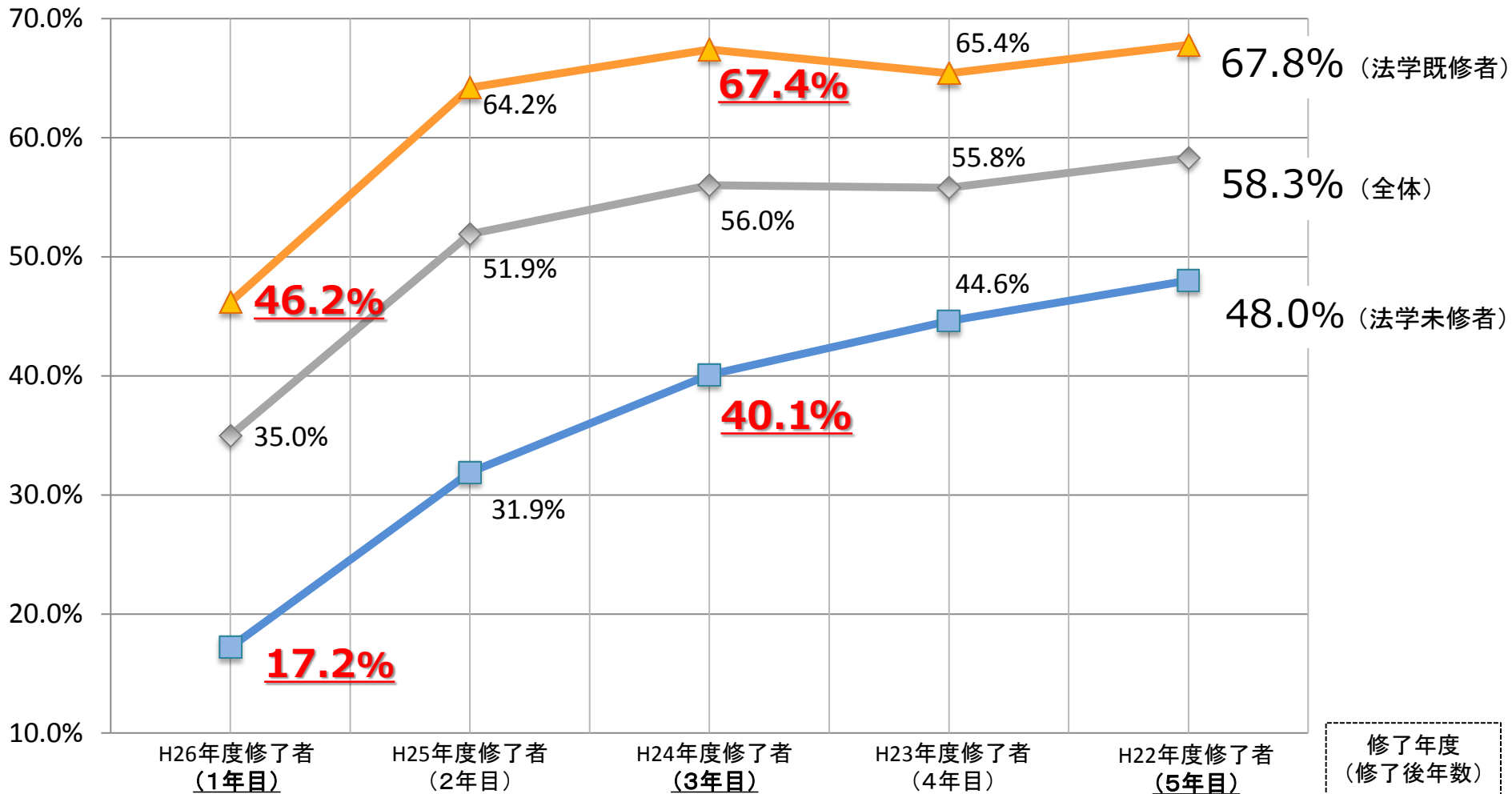
※第1回試行試験の3科目受験者数は476名(未修1年のみ)

※約4割の学生が受験(試験対象者は3,139名)

試験科目	憲法	民法	刑法	
試験時間	70分	90分	70分	
問題数 満点	40問 70点	60問 100点	40問 70点	
平均点	未修1年	40.01点	65.68点	47.22点
	未修2年	43.93点	69.48点	52.09点
	既修2年	47.13点	72.93点	56.17点
	全受験者	44.09点	69.74点	52.27点
3科目合計平均	未修1年	153.23点(240点満点。得点率63.8%)		
	未修2年	165.71点(240点満点。得点率69.0%)		
	既修2年	176.36点(240点満点。得点率73.5%)		
	全受験者	166.31点(240点満点。得点率69.3%)		

(参考)直近の修了年度別司法試験累積合格率

法学既修者 ▲ : 修了後3年目となる修了者の累積合格率 **約7割**
 修了後1年目 // **約5割**
法学未修者 ■ : 修了後3年目 // **約4割**
 修了後1年目 // **約2割**



※ 募集停止・廃止校を除く42校を対象として、平成27年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成28年5月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。
 ※ 横軸における各点はそれぞれ対象者が異なるため、純粋な経年変化を表すグラフではない。